

## 審査の結果の要旨

氏名 崔 静妍

本論文は、韓国を代表する河川である洛東江の下流域を対象に、おおむね 1900 年頃から日本敗戦に至る時期に日本支配下で行われた近代河川改修の経緯とその特徴を、朝鮮総督府主体による計画・事業の内容と、沿川に設立された水利組合個々の水害対策、というふたつの観点に着目して調査し、論じたものである。

日本による支配下にあった併合期の韓国の近代史については、過去さまざまな研究がなされてきた。しかしその多くは、制度や社会現象を対象にして日本の植民地支配の実態を解明することを目的としており、インフラの近代化を主題とするものは、都市計画・都市事業に関する一部の研究を除いてほとんど見られない。とくに河川の歴史に関しては、近代以前の朝鮮時代の水利システムを扱う研究、近代に設立された水利組合の概要や実態の解明を目的とする研究は散見されるものの、近代治水に焦点を絞った土木史研究は例がない。その意味で本論文には、韓国・日本両国の近代史の空白部分を埋める貴重な研究としての意義を認めることができる。

本論文は、5 章から構成されている。

第 1 章は序論として、洛東江の近代治水を研究対象として扱う動機と、既往研究のレビューに基づく研究の位置付け・意義とともに、近代河川改修以前の洛東江下流域の状況の解明、近代河川改修の計画の内容・経緯とその特徴の解明、および河川改修事業に対する地元社会の対応の実態の解明、の三つの目的が示されている。

第 2 章では、近代河川改修が行われる以前の洛東江の状況が、史料調査に基づいて述べられている。日本人入植者の増加にしたがって、とくに 1910 年頃から日本人主導によって流域の水田開発が進み、取水・排水設備の建設と洪水防御のための築堤が行われ、さらに 1920～25 年頃には活発に水利組合が設置されたことが述べられるとともに、この当時の治水の特徴として、洪水対策は水利組合単位の個別の築堤が主であり、河川流域を一体的総合的にコントロールしようとする近代治水の段階には至っていないことが論じられている。

第 3 章では、朝鮮総督府による治水・水利のための河川調査および改修計画の経緯と内容が述べられている。まず、洛東江下流域における最初の本格的な治水策は、内務省技師比田光一による 1905 年の「洛東江調査報告書」であったこと、さらに 1915～24 年にかけて総督府の手で行われた第一期朝鮮河川調査によって、南江放水路・二箇所の遊水池・河口部の一川式改修、の三点を核とする洛東江改修計画の基本的な方向性と内容が定まった

ことが明らかにされている。そのうえで、1924年に流域を襲った大洪水によって総督府の改修計画は大幅な修正を余儀なくされ、洛東江全体にわたる根本的治水策よりも当面の応急手当が必要となり、水利組合の手による既存の堤防の補強改造という現実的対応がなされたことが論じられている。

第4章では、総督府による改修事業の実施過程が、いくつかの事例とともに明らかにされている。1925年の水害による計画変更で示された、水利組合による既存堤防の補強改造の方向性がさらに強化され、かつ遊水池の事業が着手される一方、放水路の事業着手が先送りにされたこと、その矢先の1934年にふたたび大水害に見舞われて、堤防強化を中心とする治水策に限界が訪れ、結局南江放水路をもっとも経済的で治水目的に特化した内容での事業着手に踏みきったことが論じられている。さらに、河口域における一川式改修に対する地元の反発の実態について述べ、地元民の河川に対する認識が治水だけでなく漁業上の問題や塩害など多岐にわたって具体化していく傾向が見られることを指摘している。

最後に第5章は、結論を述べている。洛東江の近代河川改修の流れを、水利組合による個別的な築堤が進むとともに総督府による総合的治水計画が立案された時期、1925年の洪水により総督府の計画が水利組合による既存堤防の補強を主とする現実路線にシフトした時期、さらに1934年の洪水により根本治水策の柱である南江放水路の事業実施へと動くとともに、総督府の治水事業と地元とのあいだに相克が見られるようになる時期、という三つの時期に区分して整理している。

先に記した通り、韓国の近代史を扱うなかでもとくにインフラを対象とする研究はいまだ希少であり、かつ近代治水もしくは河川の近代化を対象とする研究は他に例がない。本論文は、韓国における近代河川改修の実際について、計画・事業主体の立場に着目してとりまとめた最初であるという点で、対象・内容ともオリジナリティの高い研究であり、また韓国の近代史研究にあらたな視点を提供したという意味で、社会基盤学・工学への学術的寄与が高いことはもちろん、他の関連分野へ示唆するところも大きいものと考えられる。

よって本論文は、博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。

以上